

改正 昭和58年4月1日

平成15年4月1日

第1条 八王子市立学校施設の目的外使用（以下「使用」という。）については法令その他に別段の定めのあるものを除く外この基準による。

第2条 この基準において学校施設とは八王子市立学校の建物、工作物及び校地をいう。

第3条 学校施設の使用の許可は次の各号の一にあてはまりその行事内容が公共性を有し且つ学校長並に管理者において管理上又は教育上支障なきものと認める場合とする。但し同一の利用者が同一の行事のため連続2日以上亘って使用を必要とするときは2日毎に許可を更新しなければならない。

- (1) 学校関係団体が使用する場合
- (2) 社会教育関係団体が使用する場合
- (3) 官公署が使用する場合
- (4) その他講演会、講習会、表彰式、レクリエーション等で学校施設を使用するにふさわしい行事である場合

第4条 学校施設に損傷、汚損があったときは利用者は原状に復し又は損害を賠償しなければならない。

第5条 次の各号の一にあてはまるものは使用を許可しない。

- (1) 特定の政党及び之に属する団体の諸行事
- (2) 宗教関係団体の諸行事
- (3) 私人及び営利を目的とする団体の営業宣伝に関するもの
- (4) もっぱら営利を目的とする諸行事
- (5) その他教育長が使用を不相当と認めるもの

第6条 許可を得ずして使用目的を変更した場合は使用許可を取消し又は使用を停止することができる。